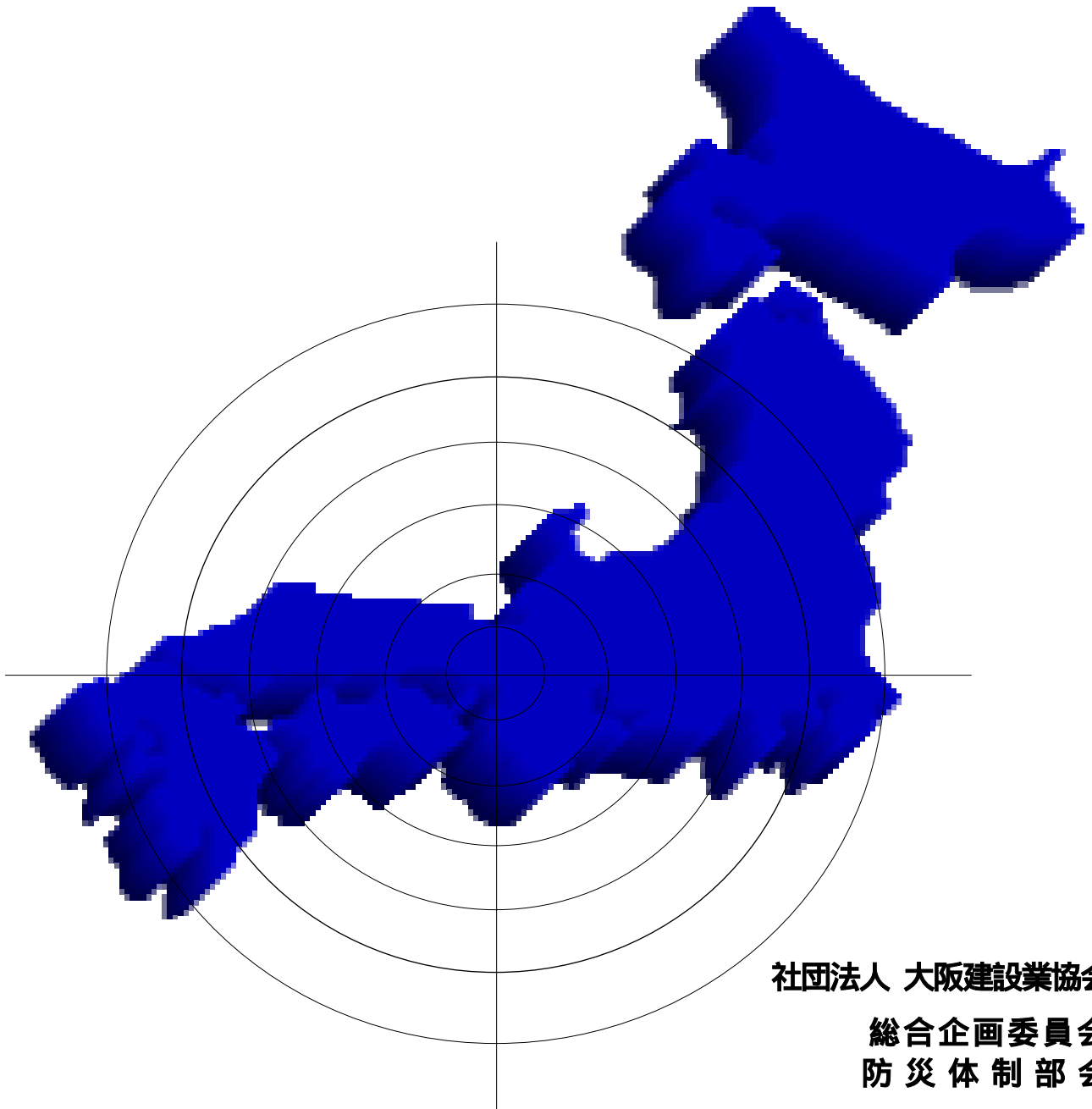


作成・改定日	記 事
平成 19 年 12 月 17 日	制 定

大規模災害時行動マニュアル

震度 6 弱以上の地震、津波や風水害等の大規模災害時に適用する

< 大建協 事務局編 >



社団法人 大阪建設業協会
総合企画委員会
防災体制部会

《大規模災害時行動マニュアル・大建協事務局編》

大規模災害時行動マニュアルは下記の5つのフローから成り立っています。
なお、関係行政機関及び会員との連絡はFAXが原則ですが、状況に合わせてメールやインターネットを活用します。

準備フロー

災害対策本部設置



ライン
1

電話・Fax・パソコンが起動するかどうか、確認する。
上記が起動しない場合は、予備本部に災害対策本部を設置する。
大建協ホームページ「災害対策情報」コーナーに、災害対策本部を設置したことを掲示する。(ホームページアドレス: <http://o-wave.or.jp>)
上記が起動するが、電話・Faxにより関係行政機関及び会員と連絡が取れない場合は、電子メール等により連絡する。

大建協 → 協定締結先・会



ライン
2

大建協災害対策本部より、災害協定締結先にFaxで会員の災害時緊急窓口連絡担当者あてにFaxにて災害対策本部を設置したことの連絡を行う。
上記着信の確認を、送信履歴等により確認する

対応フロー

協力要請：関係行政機関 ↔ 大建協 ↔ 会員



ライン
3

災害協定締結機関等から大建協にFaxにより応急復旧業務の要請があった場合は、関連他団体と調整の上、大建協災害対策本部より、Faxにより「応急対策業務協力要請書」及び「同回答書」を送付するとともに、大建協ホームページにも同内容を掲載する。
会員からFaxにより回答があった場合は、順次協力要請元へ転送する。
30分以上経過後、回答がない場合は、協力要請元にその旨連絡する。
1時間経過後、回答がない場合は、再度全会員にFaxにより送信する。
2時間経過後、回答がない場合は、協力要請元へ他機関への協力要請について依頼する。

支援：関係行政機関 ←決定連絡→ 大建協 →決定連絡→ 実施会員 →決定連絡→ 関係行政機関(工事事務所)



ライン
4

協力要請会員が決定した場合は、当該会員に直ちに協力要請機関に連絡を取り、応急復旧業務への行動を起こすよう通知するとともに、大建協ホームページにその旨を掲載する。

支援物資：関係行政機関 ←目録連絡→ 大建協 ←目録連絡→ 会員



ライン
5

大規模災害発生後2日目以降において、会員からFaxにより自社の備品等で支援可能な物資があるという連絡を受けた場合は、災害協定締結機関へ転送し、支援が必要か否かを確認する。

準備フロー

ライン
1

電話
Fax
パソコン

起動 確認

NO

予備本部へ連絡
(予備本部で対策
本部を立上げる)

OK

ライン
2

全防災協定締結先に災害対策本部を設置したことを Fax
する

国土交通省近畿地方整備局 FAX 06-6944-4741
大阪府都市整備部 FAX 06-6944-6773
大阪市都市環境局 FAX 06-6615-7930

着信の確認 : 送信履歴により確認する

全会員に災害対策本部を設置したことを Fax する

総務部 FAX(06-6941-8767)に登録している会員災害
緊急連絡担当者あて送信

登録番号・常用【さ】「FNET 災害」を選択し、スター
トボタンを押す

着信の確認 : NTT からの着信の有無の通知に
より確認する

Fax

各位

大建協は災害対策本部
を設置しました。

防災協定で取決めた番
号に Fax しています。

連絡先等に変更があ
ればご連絡下さい

大建協 Tel:06-6941-4821
Fax:06-6941-8767
Fax:06-6941-3499

Fax

会員各位

大建協は災害対策本
部を設置しました。

緊急連絡先として届出
いただいた番号に Fax し
ています。

連絡先等に変更があ
ればご連絡下さい

大建協 Tel:06-6941-4821
Fax:06-6941-8767
Fax:06-6491-3499

